

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成22年8月12日(2010.8.12)

【公開番号】特開2009-6016(P2009-6016A)

【公開日】平成21年1月15日(2009.1.15)

【年通号数】公開・登録公報2009-002

【出願番号】特願2007-171559(P2007-171559)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 1 2 B

A 6 3 F 7/02 3 1 2 C

【手続補正書】

【提出日】平成22年6月28日(2010.6.28)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

遊技球が飛翔する遊技実行領域を備え、前記遊技実行領域に設けられた入球口に遊技球が入球したに基づいて遊技者に特典を付与する遊技機において、

前記遊技実行領域に、回転可能に軸支される第1回転部材と、回転可能に軸支される第2回転部材とを、水平方向に並ぶように配置するとともに、前記各回転部材が少なくとも特定角度位置となった場合に、水平方向における前記第1回転部材の所定部と前記第2回転部材の所定部との最短距離が前記遊技球の直径以下となるように配置し、前記第1回転部材と前記第2回転部材を連動して回転させる連動部材を設けたことを特徴とする遊技機。

【請求項2】

前記第1回転部材と前記第2回転部材を、前記各回転部材が第1規定角度位置となった場合に、水平方向における前記第1回転部材の所定部と前記第2回転部材の所定部との最短距離が前記遊技球の直径より短くなり、前記各回転部材が第2規定角度位置となった場合に、水平方向における前記第1回転部材の所定部と前記第2回転部材の所定部との最短距離が前記遊技球の直径より長くなる位置に配置したことを特徴とする請求項1に記載の遊技機。

【請求項3】

前記各回転部材は、軸支部と、前記軸支部から外方に向かって突出する突出部とを備え、前記所定部は前記突出部であることを特徴とする請求項1又は請求項2に記載の遊技機。

【請求項4】

前記連動部材は、前記第1回転部材の所定部と前記第2回転部材の所定部とが左右対称の位置関係を保持するように前記第1回転部材と前記第2回転部材を回転させることを特徴とする請求項1乃至請求項3のいずれかに記載の遊技機。

【請求項5】

前記連動部材は、前記第1回転部材の所定部が前記第2回転部材に近づく側に変位する場合、前記第2回転部材の所定部が前記第1回転部材に近づく側に変位するように、前記第1回転部材の所定部が前記第2回転部材から遠ざかる側に変位する場合、前記第2回転

部材の所定部が前記第1回転部材から遠ざかる側に変位するように、前記第1回転部材と前記第2回転部材を回転させることを特徴とする請求項1乃至請求項3のいずれかに記載の遊技機。

【請求項6】

前記連動部材は、前記第1回転部材を、前記第2回転部材の回転する向きと逆向きに回転させることを特徴とする請求項1乃至請求項5のいずれかに記載の遊技機。

【請求項7】

前記連動部材は、前記第1回転部材又は前記第2回転部材に遊技球が衝突した場合、その際に生じた外力によって前記第1回転部材及び前記第2回転部材を回転させることを特徴とする請求項1乃至請求項6のいずれかに記載の遊技機。